

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2022 年 6 月 7 日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県神崎郡市川町下瀬加1436

氏名 株式会社フジケン  
代表取締役 藤居 進

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0790-27-0365

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社フジケン
--------	----------

事業場の所在地	兵庫県神崎郡市川町下瀬加1436
---------	------------------

計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
------	-----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	土木工事業（0621）
--------	-------------

②事業の規模	4億9千万円
--------	--------

③従業員数	7名（令和4年3月31日現在）
-------	-----------------

④産業廃棄物の一連の処理の工程	土木工事において発生した特定建設資材（がれき類、木、鉄くず）にあつては、作業所内で分別を行い、収集運搬業の許可を持つ業者と、処分業の許可を持つ業者との三社契約を締結し、委託運搬及び処分を行っている。 混合廃棄物においても同様で、収集運搬業許可及び処分業許可を持つ業者と契約締結し、委託処分を行っている。
-----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社責任者→現場代理人→収集運搬業者→処分業者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 (別紙①の通り)

①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設現場の規模、条件により異なるが可能な限り分別する。 品目：コンガラ、アスガラ、木くず、汚泥、廃プラ等
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 可能な限り継続して分別を行う。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 (別紙②の通り)

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】 (別紙②の通り)		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項(別紙①)

### 現状【前年度(令和3年度実績)】

産業廃棄物の種類 排出量	がれき類 1427.02t	木くず 243.58t	混合廃棄物 5.20t	廃プラスチック類 0.65t
産業廃棄物の種類 排出量				
			合計	1676.45t

(これまでに実施した取組)

- 1.作業員の休憩時に発生した弁当ガラや空き缶等は、各自持ち帰るよう指導した。
- 2.バツカンとは別に『一般』『空き缶』『ビン』等分別している。
- 3.建設資材から発生する段ボール類は業者に持ち帰るよう指導した。

### 計画【令和4年度目標】

産業廃棄物の種類 排出量	がれき類 900.00t	木くず 50.00t	混合廃棄物 5.00t	廃プラスチック類 0.00t
産業廃棄物の種類 排出量				
			合計	955.00t

(今後実施する予定の取組)

- 1.混合廃棄物は、更に分別を細分化させ排出量の削減を図る。
- 2.各業者で発生する廃棄物は、持ち帰るよう指導する。

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項(別紙②)

### 現状【前年度(令和3年度実績)】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	混合廃棄物	廃プラスチック類
全処理委託量	1427.02t	243.58t	5.20t	0.65t
優良認定処理業者への処理委託量				
再生利用者への処理委託量	1427.02t	243.58t	5.20t	0.65t
認定熱回収業者への処理委託量				
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				

(これまでに実施した取組)

建設廃棄物を運搬処分を行う場合、収集運搬・処分業者との契約前に、許可証の写しを提出。最終処分を行える業者か、保管・積替・検品を行い、最終処分業者に再委託する業者なのか、そうであれば最終処分地との契約書の確認を行う。問題がない場合は3社契約を行う。また、混合廃棄物に関しても同様に、収集運搬・処分業者の許可証を提出させ、中間処理業者であれば、再委託先の契約書を確認し、2社契約を行う。

### 計画【令和4年度目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	混合廃棄物	廃プラスチック類
全処理委託量	900.00t	50.00t	5.00t	0.00t
優良認定処理業者への処理委託量				
再生利用者への処理委託量	900.00t	50.00t	5.00t	0.00t
認定熱回収業者への処理委託量				
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				

(今後実施する予定の取組)

今後も引き続き、委託する収集運搬・処分業者のそれぞれの許可証の写しの提出(品目の確認)と共に許可期限の確認を行う。  
 収集運搬業者においては、運搬車両一覧表並びに車検証の写しも提出させ、運搬車両の能力を把握しておく。運搬前には最終処分地までのルート確認、処分場に掲示されている看板(処分の許可品目、許可番号等)の確認を行う。運搬開始後は適切なルートにて運搬されているか、不法投棄などないよう計画通りの処分地へ運搬されているか追跡調査を行う。  
 過積載対策としては、最初の積み荷を軽めに積載し過積載のないよう心掛ける。  
 また、アスベスト等石綿関係の運搬時には、荷台にシートを被せ、飛散防止に努める。